

会長の時間 第11回 善行基準の日独比較

日出ロータリークラブ

会長 加賀山 茂

はじめに

これまでの会長の時間で、私は、ロータリークラブの基本的な理念について、「四つのテスト」の意味（第1回）、「ロータリーの目的」の意味（第2回）、「五大奉仕部門」（第3回）、「公平とは何か」について、タクシーの相乗りの場合の料金の公平な負担について検討させていただき（第5回）、「微笑みを微笑みで返す」とか「いただいたら、お返しする」とかという共感脳の抱える「やられたら、やり返す」というジレンマについて（第6回）、偽りの親睦と四つのテストの関係（第7回）、新型コロナウイルス感染症対策（第8回）、善行とは何か（第9回）、善行褒章とその基準（第10回）について話しました。そして、いずれの回においても、本年度のRI会長（Holger Knaack氏）のテーマである「ロータリーは機会の扉を開く」を活用させていただき、3つの扉の色に即して、**赤い扉**は、「親睦（和らぎ睦び）」として、**黄色の扉**は、「職業倫理の向上」として、**青の扉**は、「次世代への奉仕活動の実践」として整理させていただきました。



今回は、前回に引き続き、日出ロータリークラブが毎年行っている善行褒章の基準となる民法の規定（事務管理）の日独比較について話したいと思います。

1. 善行の判断基準

義務でもないのに奉仕活動をする児童は褒章に値します。しかし、奉仕活動だったら何でも褒章に値するかというと、そうではありません。

善行といえるためには、奉仕を受ける立場の本人の意思と本人の利益という点から奉仕活動を評価する必要があります。

善行とは何かについては、国によって判断基準が異なります。ここでは、区別の基準が際立って異なっている、日本の判断基準とドイツの判断基準を比較検討してみます。

(1) 日本の民法の善行の判断基準

落とし物を拾って、届けてあげたり（遺失物法）、おぼれる人を救助したり（水難救助法）などは、善行に違いありませんが、法律上は、「事務管理」と言われています。

第697条（事務管理）

①義務なく他人のために事務の管理を始めた者（管理者）は、その事務の性質に従い、最も本人の利益に適合する方法によって、その事務の管理（事務管理）をしなければならない。

②管理者は、本人の意思を知っているとき、又はこれを推知することができるときは、その意思に従って事務管理をしなければならない。

日本民法における善行の判断基準の特徴は、第 2 項の特別規定が優先し、奉仕活動（善行）を行うためには、相手方（本人）の意思、又は、推知しうる意思が何よりも尊重しなければならないという点です。そして、もしも、本人の意思が推知できないときに限って、本人の最も利益に適合する方法によって奉仕活動をしなければならないとしている点（第 1 に、本人の意思を実現してあげる、第 2 に、本人の最大利益を実現してあげる）にあります。

(2) ドイツの民法（本人の意思を尊重しつつ、本人の利益を優先）

これに対して、ドイツ民法における善行の判断基準は、相手方（本人）の推知すべき意思を考慮しつつも、本人の利益に適するかどうかを優先している点にあります。

ドイツ民法 677 条（事務管理）

委任を受けることなく、その他事務を管理する権利を与えられることなしに他人のために事務を処理する者は、本人の真の意思又は推知すべき意思に鑑みて、本人の利益に適する方法により、その管理をする義務を負う。

§ 677 BGB (Pflichten des Geschäftsführers)

Wer ein Geschäft für einen anderen besorgt, ohne von ihm beauftragt oder ihm gegenüber sonst dazu berechtigt zu sein, hat das Geschäft so zu führen, wie das Interesse des Geschäftsherrn mit Rücksicht auf dessen wirklichen oder mutmaßlichen Willen es erfordert.

2. 自動翻訳の進歩状況

ドイツ語の原文を読んだり、日本語に翻訳したりする精度は、AI の発展によって、目覚ましく進化しています。ここでは、代表的な翻訳ソフトによる翻訳結果と、人間が行った正しい翻訳とを比較してみます。

Google 翻訳	DL 翻訳	みらい翻訳
<p>§ 677BGB (マネージングディレクターの職務)</p> <p>他の誰かのために彼からの委託を受けずに、または他の方法でそうする資格を持たずにビジネスを行う人は、ビジネスの所有者の利益が要求するように、彼の本当のまたは推定される意志を考慮してビジネスを運営しなければなりません。</p>	<p>§ BGB 第 677 条（常務取締役の職務）</p> <p>彼によって委託されていない他の人のために刑務所を手配する人、またはそうする権利を与えられていない場合は、考慮に入れて彼の実際のまたは推定意志を考慮して、刑務所の所有者の利益になるような方法で刑務所を管理しなければなりません。</p>	<p>§ 677 BGB (常務取締役の職務)</p> <p>委任を受けず、又は委任を受けることなく他の事業のためにその事業を担当する者は、事業者の真の又は推定される意思を考慮して、事業者の利益が必要とする方法でその事業を行う。</p>
<p>翻訳は並みですが、正確な読み上げができます。</p>	<p>会話体の翻訳は優れています。</p>	<p>法律の翻訳、構文解析に優れています。</p>

3. 結論と課題

道德規範（黄金律, 白金律, 唐金律）に照らして考えると、善行褒章とは、黄金律（利他的な奉仕活動を行う）を実践する児童に与えられるものであり、その評価基準は、事務管理の規定（本人の意思を尊重しつ

つ、本人の最大の利益に適合することを）に従って行われるべきであることが明らかになったと思われます。

わが国の民法は、奉仕活動をする相手方の推知される意思を最大限に尊重し、相手方の意思が全く不明の場合にのみ、相手方の最大の利益に適合する方法で奉仕活動をすべきであると規定しています（民法 697 条）。

これに対して、ドイツ民法は、奉仕活動の相手方の推知しうる意思を考慮しつつも、相手方の最大の利益に適合するような方法で奉仕活動をすべきであると規定しています（ドイツ民法 677 条）。

認知症の方々の例でいえば、認知症になる前のその方の考え方について縁者等から聞き取りを行い、かつ、その人の表情・動作を参考に推知される意思に従って奉仕活動するのが日本流の奉仕であり、それよりも、本人の最も利益になることを追求するのがドイツ流ということになります。現在の国際的な潮流は、日本式に傾いていることは、興味深い現象だと思います。

道德と法の相互関係

